

特集 日仏法文化交流のあけぼの ボワソナード再発見

ボワソナードと 19 世紀フランス における法学説の近代化

ベアトリス・ジャリュゾ
藪 本 将 典／訳

フランスでのボワソナードは、初期明治政府の偉大な法律顧問であった人物として知られています。他方、フランスの法学説においてボワソナードが占めていた地位については、ほとんど忘れ去られてしまいました。しかし、彼の著作は枚挙に暇がないほどで、デジタル・ヒューマニティーズの進歩や、ポータルサイト「Gallica (ガリカ)」を通じた、フランス国立図書館 (BNF) による大規模な公開作業のお蔭もあって、今では、それらにアクセスすることが可能です。

フランスにおいて、ボワソナードは 3 本の精緻な研究論文と数多の書評を発表しています。それらを通じて彼は、イタリア民法典、登記理論、経済学、法学教育、既判力の効果など、多くのテーマを論じており、幅広い関心が窺えます。前回の報告¹⁾でも取り上げましたが、彼の業績は、比較という手法を大々的に取り入れたものでした。当時の彼は、時のフランス大学界における一風変わった人々、強烈な知的独創性を発揮して、彼の個性にも影響を与えずにはおかなかった人々に近い存在であったことが、明らかになってい

1) ベアトリス・ジャリュゾ「ボワソナードの比較法学の方法に関する若干の考察」(辻村亮彦 訳) 民法研究 第 2 集 第 11 号〔フランス編 2〕(2024 年)、37-60 頁；v. encore B. Jaluzot, Quelques observations au sujet de la méthode comparative de Boissonade, *Revue internationale de droit comparé*, vol. 4 (2025), pp. 7-26.

ます。

かくして、以下2つの論点が浮かび上がって来ます。すなわち、日本へと旅立つ前のボワソナードは、どうやら日陰者（無名の人）homme de l'ombreであったこと（第Ⅰ部）、同時に彼は、新思想に賛同していたと目されること（第Ⅱ部）。

I. 日陰者ボワソナード

ボワソナードは、一つには、おそらくその出自のゆえに（A）、さらには、当時の政情不安のために（B）、表舞台からは一歩引いていました。

A. 出自ゆえに一歩引いた人、ボワソナード

ボワソナードは1825年6月7日、パリ近郊ヴァンセンヌの生まれです。当時49歳のジャン＝フランソワ・ボワソナードの息子でした。同じくパリに生まれたこの父親は、平凡とはいえない人物でした。優秀な成績で中等教育を終えた後、フランス革命の終息間もない1792年に外務省に入省。恐怖政治の只中であっても、公安委員会によって、その職に留め置かれていましたが、反乱に与した嫌で告発され、1795年には辞職を余儀なくされています。当時、彼はギリシャ文学の研究に没頭しており、著作者たちを細大漏らさず世に知らしめようと躍起になっていました。時にヨーロッパで、ギリシャ研究が花開く中、彼は斯界の知的な産物の総合を企図しつつ、膨大な著作を公刊しています。1812年に、パリ大学文学部ギリシャ文学講座の教授職を獲得し、1813年、碑文・文芸アカデミーの会員に選出されました。1828年には、コレージュ・ド・フランスのギリシャ文学講座担当教授に任命されています。

こうした事情を背景に、3人の息子（1822年にポール、1823年にジャン＝アルベール、1825年にギュスターヴ）が生まれました。この時期から、父ジャン＝フランソワはパリを離れつつも、近郊にとどまり、次第に隠遁生活を送るようになります。いくつかの伝記が伝えるところによると、彼の趣味は主に

庭いじりで、それだけが、研究の気晴らしなのでした。1854 年には退職し、1857 年に 83 歳で没した時、彼は専らギリシャ文学原典資料の公表に捧げた、浩瀚な業績を残していました。かくして、同僚たちは、彼の本名が「ボワソナード・ド・フォントラビー」であり、貴族の出であったのを知って驚きます。遺言によって、彼は葬儀における一切の礼賛や追悼演説を拒否しましたが、パリのラスパイユ大通り近くの通りに、今もその名をとどめています。

この父親が、次男〔三男?〕ギュスターヴに与えた影響とは、一体何だったのでしょうか。おそらくそれは、国境を越えた精神の自由さと知的好奇心でしょう。父ボワソナードは、ドイツ人文献学者にして、パリ駐在のヘッセン＝ダルムシュタット大公法律顧問フレデリック＝ジャック・バスト (1711-1811) と親交があり、オランダ語やポルトガル語の詩に関心を寄せ、イギリスの雑誌にも多数の論説を寄稿していました。

このように、ギュスターヴは、高齢で博識な父と 2 人の兄の元で、田舎とパリの間に育ちました。2 世紀を経た今、一家の状況を解き明かすのは困難ですが、両親は結婚しておらず、したがって、息子たちは自然子（非嫡出子）でした。それは、当時としては、社会的にかなり目立つ状況でした。なぜなら、ポール、ジャン、そしてギュスターヴは、母であるマダム・ブトリー (Boutry) の姓を名乗らなければならなかったからです。ギュスターヴが博士号を取得したのも、彼の上の 2 人の子供が生まれたのも、同じくこのブトリー姓の下での事でした。当時の民法典が自然子をいかに冷遇していたかに鑑みれば、こうした状況が、彼の社会的信用に影響を与えなかったはずはありません。それでも、1856 年に両親が遂に結婚したことで、彼の姓は変わって行きます。かくして、ギュスターヴは、2 つの姓ブトリー＝ボワソナードを名乗り、次いで長らく「ギュスターヴ・ボワソナード」と名乗った後、晩年になって、ようやく完全な「ボワソナード・ド・フォントラビー」姓を名乗るようになりました。

とかく、彼の人生の初期に関する情報は少ないものの、1845 年以降に、パリで法学を学んでいた事だけは確かです。それに先立ち、彼は文学士号を取得していたため²⁾、法学部への登録は、20 歳という比較的遅い時期になり

ました。1849年2月2日付で学士論文を提出し、同年9月6日に結婚。1850年12月、パリで娘のルイーズ＝アンリエットが誕生し、3年後の1853年2月17日には、息子アンリが誕生しました。1858年に、次男レオン＝ピエールが生まれますが、翌年の1859年には、1歳で亡くなっています。当時、彼は帝国控訴院付の弁護士であり、私塾の個人教授を務めながら、家族を養う身でもありました。それでもなお、不安定な政治状況からは距離を置きつつ、アカデミックなキャリアを求め続けていたのです。

B. 政治状況に関して一歩引いた人、ボワソナード

1852年7月16日、「配偶者間贈与の歴史 L'histoire des donations entre époux」という学位論文で法学博士号を取得したボワソナードは、1854年8月18日には、「ローマ法とフランス法の様々な時代における自由分について De la quotité disponible aux différentes époques du droit romain et du droit français」と題する論文で、博士資格論文コンクールの金メダルを受賞しました。1856年11月に初めて実施された「アグレガシオン（教授資格試験）」には、2度の挑戦（1856年と1858年に公刊された、ラテン語の小論文2本によって知られる）を経て、1864年に合格しています。

博士号の取得から教授資格試験合格までの12年間、彼は身内の不幸に何度も直面しました。1855年に兄のジャン、1857年に父、1858年に母、そして1859年には幼い次男を亡くしています。かくして、この長い歳月は、父親の全集³⁾を出版しながら静かに過ごした、自省の時期であったと言えるで

2) 文部大臣に宛てた履歴書には、彼が文学士号を有していることが記されているが、取得の時期は明示されていない：Y. Okubo, Gustave Boissonade, père français du droit japonais moderne (1825-1910), *Revue historique de droit français et étranger*, 1981, pp. 29-54, p. 49.

3) 冒頭の数ページからしてすでに、コランカンは、彼が2年間にわたって与えてくれた積極的な支援に対する謝意を示している：J. F. Boissonade, publié par F. Colincamp, *Critique littéraire sous le premier Empire*, deux tomes, Paris, Didier et Cie, 1863. (Gallica より入手可)

しょう。

学術コンクールのお蔭で、ボワソナードは大学界に居続けました。1854年の博士資格論文コンクールおよびトゥールーズ・アカデミーの論文コンクールに続いて、倫理学・政治学アカデミー法律部門の論文コンクールでは、1867年6月8日に、遺留分に関する論文でプロシェと賞を分け合い、46歳となる1871年には、生存配偶者の法的地位に関する論文でボルデン賞を受賞しています。これらのコンクールのテーマは、当時議論的となっていた社会問題に答えるべく、慎重に選ばれたものでした。以上2つのコンクールを主宰したシャルル・ジロー(1802-1881)が、鯨島尚信に、日本へ向かう顧問としてボワソナードを推薦することになります。

教育の点から見ると、教授資格試験を経たボワソナードは、1864年からグルノーブルでローマ法講義を担当し、予め決まっていたカリキュラムを講じています。1867年にパリ大学法学部へ呼ばれると、代講教授のポストを受諾して、1871年までジョセフ＝エルゼアール・オルトランの担当となり、比較刑法の講義が確保されることになりました。1871年からは、アンセルム・バトビ(1828-1887)の代講教授として、1873年に日本へと旅立つまで、経済学講座に配当されています。法学部で最も革新的であったこの分野は、商法と直接的なつながりを有しており、ボワソナードは、経済問題というのが、一国にとって極めて重要であることに気付かされます。結局のところ、パリ大学法学部で講座担当の正教授になるまでには至らず、よって、彼ならではの深い知見を証明することはおろか、それをパリの学生に伝えることすら、適いませんでした。彼は、ずっと二番手に甘んじていたのです。

そうした印象は、彼のキャリアの背景を考え合わせてみると、なおさら強まります。19世紀は、とりわけ波乱の時代でした。ボワソナードがパリ大学法学部の学士課程に身を置いていた1848年、ルイ＝フィリップの政府が倒れ、第2共和政が宣言されます。新たな社会、人民のための政府、社会状況の改善に向けた約束が多く、希望をもたらし、オルトランなどは、その熱烈な支持者でした。しかし、ルイ＝ナポレオン・ボナパルトは、1851年にクーデターの道を選択します。1852年12月2日に第2帝政が宣言されると、

自由主義者の約束は消し飛んでしまいました。

この間に、ボワソナードは博士論文を提出しているのですが、彼の書きぶりとは言えば、そうした出来事への関わりはおろか、政治的な意見でさえ、おくびにも出ていません。そうこうしている内に、ナポレオン3世は日本に歩み寄ることを決め、1858年には、日仏修好通商条約が締結されます。1870年、プロイセンとの戦争が、ナポレオン3世の帝国に終焉をもたらしました。大都市の労働者階級がその身を沈めていた悲劇的な社会状況が、彼らをして、ブルジョワ的で未熟な新政権に対する蜂起へと導きます。パリ・コミュンが勃発すると、首都に残っていたボワソナードは、そのことを引用してはいるものの、ここでもまた、彼は耐え忍ぶばかりで、自ら行動を起こしているようには見えません。

講義中の騒動やデモで悪名高い大学生たちは、歴代の政府によって恐れられ、文部省が講義を監視するほどでした。かくして、1870年代初頭には、オルトランの講義が攻撃的的となり、大臣が直接の保護を与えています。ボワソナードは、自著の中で、これらについて仄めかすことすらしないのです。こうした沈黙からは、彼がオルトランへの親愛の情は示しつつ、いかなる政治的な関与も拒む姿勢が見て取れます。

それでも、彼自身の知的な位置付けは、自らが立ち回っている状況によって特徴付けられているようです。

Ⅱ. 新思想の支持者、ボワソナード

彼の著作物、共同で主宰した雑誌、そして彼が賞賛した人々からは、ボワソナードが当時の新しい思想に賛同していたことが窺えます。とりわけ、エドゥアール・ラブレー（1811-1883）やジョゼフ・オルトランとは、親しい関係にありました。ところで、この2人は自由主義者であり、オルトランはパリ大学法学部の教授なのですが、彼が1837年に任命されたのは、学部の教授たちの意に反し、文部大臣によって押し切られてのことでした。彼は共和主義者として、1848年の共和国を熱烈に支持しています。ラブレーは、コ

レージュ・ド・フランスの教授として、1849 年から比較法講座を担当していました。アメリカ合衆国に自由の女神像を贈ることを実現した募金は、彼の呼びかけによるものです。彼らとの親交が、ボワソナードの研究に精彩を加え、さらには、彼が歴史法学派によって培われた法学者 (A) であると同時に、社会の進歩に貢献しようとする法学者 (B) でもある、ということに気づかされます。

A. 歴史法学派によって培われた法学者、ボワソナード

1872 年から、ボワソナードは、ラプレーによって創刊・主宰された『古今内外立法雑誌 *Revue de législation ancienne et moderne, française et étrangère*』を共同で主宰していましたが、この雑誌のそもそもの構想とは、フランスにおける歴史法学派を推進することだったのです。

エドゥアール・ラプレー、本名エドゥアール＝ルネ・ルフェーヴル・ド・ラプレーは、1829 年から 1832 年にかけて、パリで法学を学んでいます。彼の学業はバツとせず、授業を退屈に感じていました。彼の法学への関心は、アンリ・クリムラト (1807-1837) の著作⁴⁾との出会いによって呼び醒まされ、お蔭で彼は、歴史法学派を見出したのです。以来、ラプレーはフランスにおける歴史的アプローチの熱心な擁護者となりました。彼は 1840 年⁵⁾、1846 年、1850 年の 3 度にわたり、フリードリヒ＝カール・フォン・サヴィニーとも面会しています。並外れた精力に恵まれた彼は、多くの主題について著作を発表し、1848 年の『憲法に関する考察 *Considérations sur la constitution*』によって多くの政治的な支持を取り付けて、1849 年 3 月には、コレージュ・ド・フランス比較法講座を割り当てられたのです。この時、ジャン＝フランソワ・ボワソナードも、教授の一員でありました。

この比較法講座は、法学部に対する政府の不信が実を結び、新しい思想の

4) H. Klimrath, *Essai sur l'étude historique du droit et son utilité pour l'interprétation du Code civil*, Strasbourg, 1833. (Gallica より入手可)

5) E. Laboulaye, *Essai sur la vie et sur les doctrines de Frédéric-Charles de Savigny*, Paris, Brockhaus et Avenarius, 1842. (Gallica より入手可)

開花を促すために創設されました⁶⁾。ラブレーは、自由主義的で革新的な自らの思想を大っぴらにできるよう、そこではアメリカ憲法を教えることを選択しています。したがって、彼は、歴史法学派の称賛から比較という方法論へと移行しましたが、前者を完全に放棄したわけではありませんでした。

歴史法学派は、法を歴史の観点から分析することを主張し、ローマ法研究を重視します。その主な目的は、法とその諸制度を活性化するものとしての伝統を明らかにすることです。7月革命による激しい動揺を経験したばかりの1830年代において、歴史的なアプローチは、激動の時代を通して知の定着をもたらす、あたかも安定装置のような学説として認識されていました。かくして、ラブレーは、1842年に次のように記しています：「過去を軽視するどころか、愛情をもって自らの制度の起源と系譜を探求する人民とは、彼らのもとで革命が終息するや、これを新たな社会秩序に取って代えるような人民のことである。」⁷⁾

彼によれば、法の歴史学とは、古くからある法原理の収集にとどまるものではありません。それは、制度の生成と発展の跡を辿ることを可能にします⁸⁾。かくして、ラブレーは歴史法学派から、「法の歴史とは、いわば実験科学であり、事実の観察に基づいて、立法の指導原理および法学そのものを解明するものである」⁹⁾という考えを導き出したのです。しかし、この方法の究極の目的は、実務と理論との調和にありました¹⁰⁾。

明らかにこれは、ボワソナードが自らの研究において辿った道のことを言っています。それは、ある制度についての網羅的で該博な考察に基づいてい

6) V. F. Audren, *Ecrire l'histoire du droit français : science du politique, histoire et géographie* chez Henri Klimrath (1807-1837), in J. Pourmarède (éd.), *Actes des journées internationales de la Société d'Histoire du droit*. Toulouse, 1-4 juin 2005, Toulouse, 2006, pp. 113-131.

7) E. Laboulaye, *op. cit.*, p. 6.

8) A.S. Chambost, Edouard Laboulaye, portrait intellectuel, *Revue française d'histoire des idées politiques*, 2018, n° 47, pp. 9-32, p. 18.

9) *Id.*

10) E. Laboulaye, *op. cit.*, p. 71.

るのです。他方でそうした分析は、その歴史を通じて、当該制度を社会との関係において進歩させ、社会にとって有益なものとなるよう仕向ける意思を対象にしています。歴史とは、社会の進歩のために動員されるものなのです。

B. 社会の進歩に奉仕する法学者、ボワソナード

概して、歴史法学派は、歪んだ形でフランスに受容されました。そのアプローチは、ごく早い時期にドイツ流の構想からは離れて、最終的には比較法的方法論へと行き着いたのですが、それには、(歴史を) もっぱら社会の進歩に置き換えるという目的があったのです。クリムラトによると、「もし、法の本質と起源、そして、永久不変の法原理と可変的ではあるが進歩的な法の諸形態をよりよく理解するならば、個別具体的な様相の下に、人類のあらゆる問題とあらゆる運命を見出すことだろう。歴史学、哲学、政治学、経済学のいずれも、法の内に、その補完を見出さないものではなく、同時に、それら全ては自身の光によって、法を明るく照らし出しているのである。」¹¹⁾したがって、歴史的な方法は、それ自体で完結するものではなく、法を豊かにし、また明らかにするために、他のあらゆる社会科学を補完するものとなるのです。

さらに、フランス流とドイツ流のアプローチは、法源という重要な点に関して異なっています。フランスの法学者は、概して法典編纂を問題視せず、それを有益な進歩として受け入れ、法文解釈の点からも、その内容の点からも、歴史的な方法によって改善が図られるべきものと考えます。このような考えに反して、ドイツの学説、とりわけサヴィニーは、慣習を最高の法源として称揚し、神話化しているのです。

すでに 1839 年の時点で、ラブレールは歴史法学派が博識、つまり膨大な知識をひけらかすことに溺れ、学派の意義を失いかねないあり様を批判しています。彼はまた、歴史法学派が法創造について強調する宿命論も、やり玉にあげています。これらの批判は、学説上の議論の背後にある、政治的な緊張

11) H. Klimrath, *op. cit.*, p. 2.

にも重なるものでした。普仏戦争、次いで第1次世界大戦によって、フランスの法学説はドイツの法学説と完全に袂を分かつことになったのです。

ラブレーが、次第に比較法的な方法論へと向かい、外国法に関心を寄せるようになった理由の一つは、おそらくそこにあります。事実、歴史的なアプローチは、自ずと比較法的な方法論へと行き着きます。というのも、ドイツの歴史的な方法論を研究することは、結局のところ、外国における法の発展に関心を向けることであるからです。ローマ法が、様々な学知をつなぐ架け橋の役割を果たしています。

当時、歴史法学派は、共和暦12年風月22日(1804年3月13日)の法律以来、フランスの大学に強制されていた法学教育の方法に代わる、新しい教育法として登場しました。従来の法学教育というのは、もっぱら私法の教育からなり、法典の順序に従って条文を一つ一つ教える、というものです。その第一の目的は、フランス国内すべての法律家について、法典の知識を保証することでしたが、この単調な教育法がもたらす退屈は、すでにお馴染みのものでした。歴史法学派は、そうした教育法を真っ向から非難することを可能にし、かくして、19世紀を通じてフランスの法学説を活気づける、激しい論争を引き起こしたのです¹²⁾。

博識頼みの歴史的な方法の利用。これぞまさしく、ボワソナードが没頭したことでした。彼は、その多様性が、ある種普遍性の探求であるかのようなテーマに取り組み、経済や財政をも含めた、あらゆる法分野との関わりを持っています。彼は、特に専門的な学説上の議論に秀でていました。『遺留分の歴史およびその道徳的・経済的な影響について *Histoire de la réserve héréditaire et de son influence morale et économique*』の中で、彼は740ページにわたってこのテーマを扱い、その比較法的な次元はもちろん、歴史的な次元まで、あらゆる次元から検討を加えています。生存配偶者に関する

12) いみじくも、シャンボスト (Anne-Sophie Chambost) は、次のように述べている。「歴史法学派がかき立てる魅力とは、法の在り処を、各種法典やそれらの註釈的な解釈によって固定されない、生ける法へと移動させたことにある」: *op. cit.*, p.18.

1871 年の研究は、ほぼ世界中で、殊にそれが女性である場合には、生存配偶者が用益権または所有権の持分を有する、という事実を確証するに至りました。つまり、ボワソナードにとって、そこには社会的に不可避の要請が存在するのです。この最終的な考え、すなわちフランス法における生存配偶者のより良い保護は、ボワソナードによって公表された法案の形をとることになります。しかし、その実現に漕ぎつけるには、20 世紀の終わりを待たねばなりませんでした。

結 び

実のところ、フランスの学者たちは歴史的な方法に、はるかに広い展望を与えていました。ラブレーによれば、それは将来を方向づけ、さらには政治にまで到達することをも可能にするはずのものであり、次のように記しています：「(サヴィニーの思想は) より広い領域に発現するはずのものであり、私はあえて政治を語るのであるが、政治とは、まさしく法学の最も高度な様相のひとつに他ならない。」¹³⁾それは、日本に向かうボワソナードが熱く胸に抱いていたことなののでしょうか。この点については、みなさんにじっくり考えていただきたいのです。

いずれにせよ、彼の著作を読んで明らかになるのは、フランスにおけるアカデミックな経歴を通じて、彼は常に進歩主義者、批判的精神の持ち主、知的探求者、開明的で活発な知識人、つまり、精神の自由と社会の進歩が花開くのを待ち望む人々の側に立ちつつも、決して革命的な精神の持ち主ではなかった、ということです。

13) E. Laboulaye, *op. cit.*, p. 48.